

現在位置 [ホーム](#) > [暮らし・手続き](#) > [住まい・建築](#) > [空き家対策](#)

あしあと [新着情報](#) > [新着情報](#) > [新着情報](#) > [新着情報](#) > 長浜市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準の公表

長浜市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準の公表

[公開日：2023年11月30日] [更新日：2023年12月11日] ID:13612

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 シェア

 ツイート

 LINEで送る

長浜市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準の策定について

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条1項に規定する空家等管理活用支援法人の同項の規定による指定について、下記の通り定めましたので公表します。

長浜市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととします。

お問い合わせ

長浜市都市建設部住宅課

電話：0749-65-6533

ファックス：0749-65-6760

電話番号のかけ間違いにご注意ください！

お問い合わせフォーム

この記事と同じ分類の記事

- ＜ [空き家相談会の開催](#)
- ＜ [長浜市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準の公表](#)
- ＜ [長浜市の空き家対策](#)
- ＜ [空き家解消に向けた協定について](#)
- ＜ [行政出前講座『空き家について考えよう』のご案内](#)
- ＜ [空き家等の除却推進及び解消に向けた連携協定の締結](#)
- ＜ [空き家バンク](#)
- ＜ [空家等の適正な管理の推進に関する協定](#)
- ＜ [長浜市空家等対策計画](#)
- ＜ [長浜市空き家流通・活用促進事業補助金](#)
- ＜ [長浜市空き家活用地域活性化事業助成金](#)
- ＜ [空き家に関するアンケート調査](#)
- ＜ [長浜市特定空家等判断基準](#)